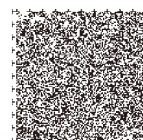


第4章

施策の推進方向



分野別施策の基本的方向

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる体制を整えることが必要であり、佐賀県では、全ての市町において、専門家が対応できる総合相談窓口が整備されています。

平成 24 年 4 月から計画相談支援がスタートし、平成 27 年 4 月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者についてサービス等利用計画案の提出が求められています。このため、利用計画案を作成する相談支援専門員の養成、資質向上を図る必要があります。

障害者の地域移行を進めるにあたり、障害者の高齢化、障害の重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等住環境を充実するとともに、介護者が一時休息（レスパイト）できる支援体制の充実が必要です。

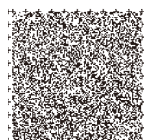
(1) 相談支援体制の充実

- ① 障害者及びそのご家族等（ケアラー等）が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

全ての総合相談窓口で専門家が対応できる体制を維持・向上させるため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行っています。

- ② 障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、各保健福祉事務所等の関係機関の連携を図ることにより、障害者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談支援を受けることができる体制を整えます。

- ③ 障害者一人一人の心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画案の作成を促進するため、相談支援専門員及び各市町の担当者の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、自立支援協議会における個別支援会議等を活用することによって、当事者起点による支給決定を行うことができるよう取り組みます。



- ④ 障害者が自身の希望するサービスを身近なところで適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- ⑤ 相談支援事業の効果的な実施や医療機関・福祉団体・行政機関の連携強化を図る取組を進め、地域の連携・協力体制を構築・深化させるため、自立支援協議会運営の活性化を図ります。
- ⑥ 判断能力が十分でない障害者がサービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を後押しするため、当該制度の周知等を行います。
- ⑦ 発達障害について、児童発達支援センター（※１）や発達障害者支援センター（※２）による専門的な相談支援等を実施するとともに、市町のスクリーニング検査による早期発見、個々の特性への早期の気づきと適切な支援、その他関係機関の事業との連携・協力を図りながら、発達障害児（者）支援事業を充実させ、個々のライフステージに応じたきめ細やかな切れ目ない支援体制を強化します。

- ※１）児童発達支援センター…地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設
- ※２）発達障害者支援センター…自閉症等の発達障害のある方に対する療育相談、就労支援や関係機関・施設等情報提供及び指導助言等の活動を行う総合的な県の支援拠点



⑧ 高次脳機能障害（※３）（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、支援拠点機関（佐賀大学医学部附属病院）や相談拠点機関（一般社団法人ぷらむ佐賀）に配置している相談支援コーディネーターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等により適切な支援を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。

⑨ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センターが中心となり、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。

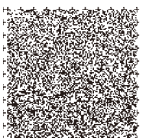
⑩ 総合相談窓口や相談支援事業所において、高次脳機能障害や難病等に関する相談対応を適切に行い、適切な福祉サービスにつなげるため、職員への研修等を実施します。

⑪ 家族と暮らす障害者について、情報提供や相談支援等により、そのご家族（ケアラー等）を支援し、ピアサポーターの育成を行うとともに、障害者同士が行う援助として有効な手段である当事者による相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。

※３）高次脳機能障害…交通事故や転落事故、脳卒中などにより脳にダメージを受け、記憶障害（新しいことが覚えられない）や注意障害（物事に集中できない）などの症状が見られて生活に支障をきたすような状態になること

（２）在宅サービス等の充実

① 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。



- ② 常時介護を必要とする障害者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図ります。
- ③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練の機会を提供します。
- ④ 日中に入浴・食事の介助を受けながら創作的活動・生産活動を行う生活介護や社会との交流の場となる地域活動支援センターでの活動など、日中活動サービスの充実を図ります。
- ⑤ 移動支援サービスによる支援が必要な障害者が、安心して居宅介護事業所（同行援護、行動援護）を利用できるよう、同行援護等の業務の従事者養成研修を充実させ、適切に対応できる人材育成を図ります。
- ⑥ 地域生活支援事業費補助金の財源確保を図るため、国に対する政策提案を継続的に行います。また、移動支援や余暇活動支援についても引き続き促進します。
- ⑦ 障害者支援施設については、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホームを整備（県営住宅のグループホームとしての活用を含む。）し、入所者の地域生活への移行を進めます。
- ⑧ 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等について、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」サービスの活用を図り、地域生活への移行を進めます。
- ⑨ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど）を持つ地域生活支援拠点等を地域に設置し環境の整備を図ります。また、医療的ケアが必要な方の受入が可能なグループホームの整備を図ります。



⑩ 「地域共生ステーション」(こどもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無にかかわらず、誰もが自然に集い住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民やC S O (※4)、ボランティア等が協働し支援していく地域の拠点) の支援を継続するとともに、このような拠点が少なくとも小学校区に1つは整備されるよう今後とも支援していきます。

⑪ 認知症の人との共生を目指し、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、県が認知症についての相談窓口として設置している「認知症コールセンター」や「認知症疾患医療センター」において、認知症の人やその家族の支援を継続するとともに、認知機能低下の予防や認知症の早期発見、早期対応等を推進します。また、市町において認知症地域支援の連携体制が強化されるよう引き続き、支援します。

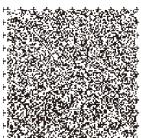
⑫ ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

※4) C S O…Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、N P O 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体のこと

(3) 障害児支援の充実

① 障害児の療育の場である障害児支援事業所の職員の支援技術の向上を図ります。

② 県療育支援センターにおいて、保育所や幼稚園等の職員に対し、障害を持つこどもへの理解を深め、障害児支援に必要な知識・技術の習得・向上を図るための研修を充実します。



③ 障害児の発達支援については、障害児（疑いを含む）及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。

④ 在宅で生活する重症心身障害児の短期入所や居宅介護等、在宅支援の充実を図ります。

⑤ たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下、「医療的ケア児」という。）やその家族を支援するため、医療的ケア児支援センターを核として、各圏域に地域コーディネーターを配置し、より地域に密着したきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場において、医療的ケア児とその家族が直面する課題を整理し、解決に取り組めます。

⑥ 児童発達支援センターの専門的機能を強化するとともに、地域における中核的役割を担う機関として位置付け、地域の事業所等との連携や、障害児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関として必要な体制整備を図り、障害児（疑いを含む）及びその保護者支援の充実を図ります。

⑦ 発達障害児への支援については、県療育支援センターを中心に、関係機関との連携により充実・強化を図ります。

また、確定診断の待機を減らすため、医療関係者と連携を図り地域で診断できる体制整備に取り組めます。

さらに、発達障害児の専門的な支援に関する研修を充実させ、身近な保育所や幼稚園で適切な療育を受けられるような環境、支援体制を整備します。

⑧ 障害児支援の体制整備に当たっては、こども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。



- ⑨ 障害児保育に関する知識を深め、個々のこどもの発達状況に応じた障害児保育を行えるよう、障害児分野の専門的リーダーを育成する「キャリアアップ研修」の実施等により、保育所等での障害児の受入れを促進します。
- ⑩ 放課後児童支援員等の専門性の向上を図る研修会の実施などにより、放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れを促進します。
- ⑪ 特別支援学校に設置する放課後児童クラブの安定的な運営を支援します。
- ⑫ 障害児の保育所利用を容易にするため、国の保育所障害児受入促進事業の活用等により、トイレ等の設備や障害児用の遊具・器具等の整備を推進します。
- ⑬ 難聴児の支援に当たり、児童発達支援センター等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育まで難聴児及びその家族への切れ目ない支援の充実を図ります。

(4) サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供するために必要な指導を行う者を養成します。
- ② サービス等の質の向上を図るため、サービス等を提供する事業者に対する指導監査の適切な実施や関係市町との情報共有、適切な苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。
- ③ サービスの提供に当たっては、県による市町への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差の解消を図ります。



- ④ 難病患者等に対するサービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。
- ⑤ 重度障害者の介護者の負担を軽減し、一時休息（レスパイト）ができるように、短期入所や日中一時支援等を充実させます。

（５）人材の育成・確保

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、リハビリテーション等に従事する者等の専門性や知見の有効な活用を図りつつ、その確保に努めるとともに、相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進します。

また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーを養成します。

さらに、サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努めます。

- ② 行動障害のある方に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障害のある方に対し、適切な対応ができる事業所職員を養成するため、行動障害に特化した研修会を実施します。

また、市町や既存事業所等と連携を図り、行動障害のある方の受入事業所等の確保に努めます。

- ③ 福祉人材センター運営により、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。



2. 保健・医療

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制を充実させる必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備や精神科病院、各保健福祉事務所、市町、相談支援事業所等の連携を進める必要があります。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進する必要があります。

（１）保健・医療の充実等

① 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

② 在宅で重症心身障害児（者）を介護されている方の一時休息（レスパイト）のための日中一時支援事業所や短期入所事業所などを身近な地域で利用することができるよう、医療機関へ働きかけ、体制の整備充実を図ります。

③ 重度の心身障害者（身体・知的・精神）が病院などで診療を受けた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部（重度心身障害者医療費）を助成します。

また、重度心身障害者医療費については、現物給付化に伴う国庫負担減額調整措置（いわゆる国保ペナルティ）の廃止や医療費助成にかかる全国一律の制度の創設について、国への政策提案を継続的に行います。

④ 県地域生活リハビリセンターにおいて、社会復帰に向けた機能訓練や高次脳機能障害者を対象とした生活訓練を行うとともに、障害者の健康増進に向けたサービスの提供、情報提供を行います。



- ⑤ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図ります。
- ⑥ 定期的に歯科健診を受けること、歯科医療を受けること等が困難な障害者が、身近な地域で「かかりつけ歯科医」を持ち、健診や治療を受けられる歯科保健医療体制の充実を図るために、佐賀県歯科医師会で養成された障害者歯科保健地域協力医の普及に努めます。
- ⑦ 障害者・障害児が利用する施設での定期的な歯科健診の普及による歯科疾患予防を推進し、口腔の健康の保持・増進に努めます。
- ⑧ 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対する、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めます。
- ⑨ 保健・医療サービスに関する情報については、各種研修会や出前講座、県のホームページまたは広報紙等で周知に努めます。
- また、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」(※5)を通じた医療機関の情報提供を推進します。

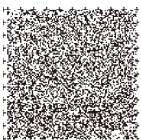
※5) 99さがネット…県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報をお知らせするとともに、医療機関相互の連携に活用するもの。
2024(令和6)年4月1日から厚生労働省が所管するシステムである「医療情報ネット」に移行予定。

(2) 精神保健・医療の提供等

- ① 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所における研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。



- ② 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、精神科医や保健師等による精神保健福祉相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障害者を支援します。
- ③ 障害の原因となる精神疾患等について、県民、保健・医療従事者、介護従事者、福祉施設関係者、教育関係者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去に努めます。
- ④ 高次脳機能障害者の支援拠点機関である佐賀大学医学部附属病院において、医療面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等の開催、また、相談支援機関である一般社団法人ぷらむ佐賀において、福祉面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行い、支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。
- ⑥ 自殺予防対策の一環として、うつ病の早期対応を図るため、研修会や県・各保健福祉事務所単位での連絡会議を開催し、かかりつけ医・精神科医紹介システム事業を推進します。
- ⑦ 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、切れ目のない支援を行うために、次の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる体制を整備します。
- ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、24時間365日体制の精神科救急医療システム事業の充実を図るとともに、24時間相談窓口の設置について検討を行います。
 - ・ 病院実地指導時に、院内の退院支援体制の確認及び指導を行うとともに、精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
 - ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。



- ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障害者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につながるとともに、入院後は、医療機関と各保健福祉事務所が連携を図りながら、地域移行を進めます。
 - ・ 精神科医師、看護師、精神保健福祉士等の医療従事者や相談支援事業所等の福祉サービス従事者、市町や保健福祉事務所等の行政職員、精神障害を持つ当事者やその家族等を含めた多職種による協議会及び研修会を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- ⑧ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の体制を整備します。
- ⑨ 市町の障害者総合相談窓口の相談支援事業者や就労系障害福祉サービス事業者、社会復帰相談支援員に対して、精神障害者の地域生活を支援するための知識やノウハウを習得するための取組を進めます。
- ⑩ 市町、県精神保健福祉センター、各保健福祉事務所等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を行います。
- ⑪ ひとりで悩みを抱えこまず、相談できるよう普及啓発と相談体制の充実に取り組みます。また、自殺のハイリスク者でもある自殺未遂者・自死遺族等に必要なケアが受けられるよう関係機関が連携した支援体制づくり、支援者の資質向上に努めます。
- ⑫ 自殺に関する正しい知識の普及を県民に広く行うとともに、県内の自殺対策の関係機関等と自殺対策の推進について検討・連携しながら取り組みます。
- ⑬ 県精神保健福祉センターに設置する、思春期やアルコール及び薬物等の依存症等の専門相談窓口において、精神科医による相談や保健師、心理士による健康教育、家族教室等を実施します。
- ⑭ 依存症対策を実施している自助グループが行う研修会やミーティングへの支援を行います。



- ⑮ アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止策を実施するとともに、アルコール健康障害を有し、または有していた者とその家族が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- ⑯ 地域のかかりつけ医を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、かかりつけ医のうつ病診断技術の向上を図り、また、精神科医との顔の見える関係づくりを推進します。
- ⑰ 「こころの健康づくり実行宣言」に賛同する事業所を募集し、登録した事業所に対して情報提供等の支援を行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ⑱ 県のホームページに、自殺予防対策やメンタルヘルス対策に関するページを設け、予防のための対応方法や相談先等のさまざまな情報を紹介します。

(3) 人材の育成・確保

- ① 看護職員については、特定行為研修等の専門性の高い看護師の養成を推進するとともに、地域や領域の課題に応じた看護職員の確保対策に努めます。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。
- ③ 地域において健康相談等を行う各保健福祉事務所、市町の保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。



(4) 難病に関する施策の推進

- ① 難病相談事業や難病対策地域協議会（※6）の活用による保健医療サービスの充実及び障害福祉サービスとの連携を図ります。
- ② 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。
- ③ 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- ④ 難病医療コーディネーター（難病医療専門員）による重症難病（神経難病等）患者の入転院先の調整・往診医の紹介、療養相談、医療従事者向け研修会、関係機関との連絡会議等を実施していきます。
また、難病医療コーディネーターの増員について、ニーズを見ながら検討します。
- ⑤ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センターが中心となり、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。（再掲）
- ⑥ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。また、医療機関に対して、障害福祉サービスの制度を周知します。（再掲）

※6）難病対策地域協議会…在宅での療養支援を円滑にするために重症難病対策の支援体制を構築し、患者・家族が安心して在宅療養を送ることを目的に、県及び保健福祉事務所ごとに設置。
施設相互の情報・意見交換、在宅療養支援のためのシステム検討、患者・家族・療養支援者向けの研修会等を実施している。



- ⑦ サービス等の質の向上を図るため、サービス等を提供する事業者に対する指導監査の適切な実施や関係市町との情報共有、適切な苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。（再掲）

（５）障害の原因となる疾病等の予防・治療

- ① 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。
- ② 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ③ 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。
- ④ 在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療を支える医療体制を推進します。



3. 生活環境

【現状と課題】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化、生活に密着した道路の整備など、人にやさしいまちづくりを推進し、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい場所にする必要があります。

パーキングパーミット制度については、ある程度認知が進み、令和5年3月31日現在で、1,908施設と増加しており、障害者が外出しやすい環境は整ってきています。引き続き整備推進し、利便性を高めていく必要があります。

また、運転ができない障害者が自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

- ① 公営住宅の入居者が安全に安心して生活ができるよう、エレベーターや手すりの設置、段差解消などのバリアフリー化をさらに推進します。
- ② 公営住宅への障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするため、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めます。また市町に対して周知・情報提供を行います。
- ③ 障害者を含む住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への入居支援や、民間事業者等による貸主等の受入れ不安を解消するための多様な居住支援サービスの提供を促進するなど、障害者等が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給促進を図ります。
- ④ 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。



- ⑤ 住まいの場であるグループホームの整備の促進にあたっては、特に、重度障害者や、医療的ケアを必要とする人等が利用可能なグループホームの整備を推進します。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

- ① 障害者や高齢者等の移動制約者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。
- ② 誰もが、「生きがい」を感じられる「積極的な移動」の確保のため、地域や市町、交通事業者等と連携し、住民の移動の実態やニーズに合わせた移動手段を検討します。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、事業者や県民等に対して啓発普及を行います。
- ② 多数の人が利用する公共施設や民間の公共的な施設（旅館、レストラン、スーパーマーケット等）について、障害者等の利用に考慮した施設整備の促進に努めます。
- ③ 都市公園の整備に当たっては、安全で安心して利用できるよう、出入口や園路の段差解消、障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めるとともに、情報提供等のソフト面を含めた取組を推進します。
- ④ 「道の駅」等を整備する場合には、身体障害者用駐車スペースや身体障害者用トイレの整備、スロープ、手摺等の設置を推進するとともに、市町等が整備する場合には、身障者用駐車スペースや身障者用トイレの設置を要請します。



⑤ 県有施設（公共的施設）については、市町、民間施設の先導的事例となるよう、UD基準により整備することを基本としています。また、既存施設についても、一部増改築の際にUD基準により整備することを基本とするとともに、それ以外の部分についても積極的にUD基準に適合するように努めます。

⑥ 県庁への来訪者等の安全性・利便性向上のために、音声付誘導灯及びフラッシュライト付き誘導灯を、県庁新館・旧館・議会棟に続き、各総合庁舎に順次設置していく計画としています。

（４）人にやさしいまちづくりの総合的な推進

① 施設と施設をつなぐ連続した整備を推進し、誰もが良好な都市環境や自然空間を享受できる快適で人にやさしいまちづくりを推進します。

② 新たに歩道整備を行う場合はもちろんのこと、主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）においても歩道段差のスロープ化に継続的に取り組みます。

③ 主要な生活関連経路における歩道段差のスロープ化（佐賀県標準仕様）と合わせて視覚障害者用誘導ブロックの設置等を推進するとともに、歩道等が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロックや踏切道における「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方等について検討します。

④ バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障害者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。



⑤ バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響式信号機及びエスコートゾーンの整備を推進します。

⑥ 障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の高輝度化等を推進します。

⑦ 生活道路等において、障害のある人を含む全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通の円滑化及び通過車両の抑制対策を推進します。

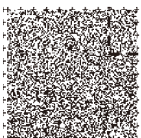
⑧ 国で検討が進められている「携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援」の施策展開をみながら、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータ（※7）の収集や活用策を検討します。

⑨ 身障者用駐車場の利用を必要とする歩行困難な方に駐車スペースを確保するため、「佐賀県パーキングパーミット（※8）（身障者用駐車場利用証）制度」の協力施設の増加を要請します。

⑩ 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。

※7）歩行空間ネットワークデータ…歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータであり、主に歩行経路を表す「リンク（線）」とリンクの結節点を表す「ノード（点）」で構成されている。

※8）佐賀県パーキングパーミット…身障者用駐車場を必要とする人に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。



4. 安全・安心

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、地域で障害者を含む様々な団体が連携した防災訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の結成促進を図り、日頃から住民による自主防災体制を整えておく必要があります。

また、災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に障害者に適切に情報を伝達するため、障害者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障害者への周知を徹底することが必要です。

(1) 防災対策の推進

- ① 県地域防災計画に基づき、市町と連携し、障害者などの避難行動要支援者の避難誘導體制や情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等の作成及びその周知徹底を図ります。
- ② 福祉施設の災害対応力を高めておくため、福祉や防災などの関係者が連携し、県が作成する防災計画作成マニュアルに沿った防災計画の作成を推進するとともに、福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。
- ③ 公共施設等の耐震性の確保を図るとともに、県や市町で実施する防災訓練において、障害者の参加を促すため、市町への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障害者支援団体などと連携して実施し、障害者などの要配慮者に係る災害対策の充実に努めます。また、緊急避難場所及び避難所について、周知徹底を図ります。
- ④ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現の使用や手話通訳、要約筆記の活用など、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。
- ⑤ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者や難病患者等の避難支援を地域ぐるみで行うための「避難行動要支援者名簿」の策定について、市町を支援します。



- ⑥ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、市町の取組の支援に努めます。
- ⑦ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町における必要な体制整備の支援に努めます。さらに、被災者のニーズに応じて車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、避難所や応急仮設住宅の計画策定や運営に女性の参画を推進することにより、要配慮者の視点に立った対応を進めます。
- ⑧ 災害発生後や感染症の感染拡大時などの非常時にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との広域的なネットワーク形成の取組に努めます。
- ⑨ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入の推進を支援します。
- ⑩ 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックス等による通報について周知を図ります。
- ⑪ 要配慮者関連施設（避難に手助けが必要な障害者等が利用される施設）が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- ⑫ 自主防災組織の意義や必要性を認識してもらう研修等を通じ、自主防災組織の結成促進を図ります。また、自主防災組織が日頃から障害者などの避難行動要支援者情報の把握に努め、住民による自主防災体制づくりの支援に努めます。



- ⑬ 佐賀県民災害ボランティアセンターが災害時や災害に備えるボランティア会員を募集する際、広報に協力するなど、連携し、災害時に迅速に対応できる環境整備に取り組みます。

(2) 災害からの復興

- ① 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア等の取組の充実を図ります。

(3) 防犯対策の推進

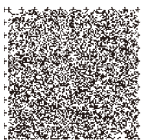
- ① 警察本部に設置している「メール110番（※9）」「ファックス110番（※10）」「アプリ110番（※11）」について、障害者団体を通じて障害者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。
- ② 障害及び障害者に対する理解を深めるため、警察職員に対する手話講習や体験型研修の充実に取り組むとともに、交番等やパトカーに配置しているコミュニケーション支援ボードの活用を徹底させ、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進します。
- ③ 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

※9、10、11)「メール110番」「ファックス110番」「アプリ110番」…
耳の不自由な人や言葉の不自由な人のために、ファックスやメール、
チャット形式により直接通報してもらうために設置しているもの
アプリ110番の使用には、事前にアプリのインストールと、個人情報の
入力が必要
「メール110番のメールアドレス：sagakenkei110@pro.odn.ne.jp」
「FAX：0952-28-0110」



(4) 消費者トラブルの未然防止と被害救済支援

- ① 障害者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な助言による解決を図るため、消費生活相談窓口の体制整備及び情報提供・啓発の充実に努めます。
- ② 障害者の相談事例の掘り起こしのため、障害者団体や福祉関係団体への働きかけ、ファックスやメールでの相談受付などに取り組みます。
- ③ 障害者や高齢者の消費者被害防止に向けて、見守りの主体となる福祉関係者等に対して、消費生活の見守り研修や情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた地域見守りネットワーク構築や構築後の支援を行います。



Ⅱ 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めています。

改正障害者雇用促進法では、平成30年4月から精神障害者の雇用義務化と法定雇用率の引き上げが行われました。また、令和6年4月及び令和8年7月までにさらに引き上げが予定されています。

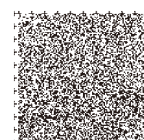
障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難で、就労継続支援事業所（※12）等で働く者には、工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、障害者の働くことへの不安や企業の障害者雇用の不安を解消することも必要です。

（1）障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用について、事業主をはじめ県民の理解と協力を深めるため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携して、障害者雇用に係る制度の周知や障害者雇用促進に関する啓発活動を行います。また、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携したチームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

※12) 就労継続支援事業所…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与することを目的としており、利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型事業所」と非雇用型の「B型事業所」がある。



② 改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障害者とその特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等の情報を提供し、企業における障害者の雇用を促進するため労働局など関係機関と連携して障害者就職面接会を開催します。また、職場見学会を実施するなど、一般企業で働くことの不安解消を図ります。

③ 障害者就労支援コーディネーター（※13）が、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（※14）など就労支援機関との連携をさらに強化し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者などの就労支援を実施します。また、特別支援学校の生徒の就職率の向上を図るため、特別支援学校担当の障害者就労支援コーディネーターが生徒と企業との橋渡しを行います。

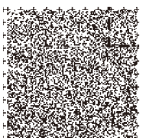
④ 障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所などにおける支援の充実を図ります。また、精神障害者の就労を進めるため、医療機関等と連携し、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実します。

⑤ 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりサービスを行う就労定着支援を促進します。

⑥ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスを行う就労選択支援を促進します。

※13) 就労支援コーディネーター…ハローワーク等の支援機関と連携しながら、一般企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報提供、授産品販路拡大などについて働きかけを行うとともに、障害者・福祉施設を訪問し、障害者の特性、能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、障害者の一般就労への移行を支援する。

※14) 障害者就業・生活支援センター…就職や職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより障害者の職業生活における自立を支援する機関



- ⑦ 官公需の発注にあたって、障害者多数雇用事業所等に対する優遇制度を導入し、障害者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援します。
- ⑧ 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関と連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。併せて、障害者が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう雇用の質の向上に向けて取り組みます。
- ⑨ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止など、労働者である障害者の適切な権利擁護のため、個別の相談等に丁寧な対応をするとともに、企業・福祉事業所に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。
- ⑩ 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- ⑪ 県においても、県内事業者の一つとして障害者の雇用に積極的に取り組むとともに、障害のある方一人一人がその特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、改正障害者雇用促進法（令和2年4月施行）の施行に伴い策定した「障害者活躍推進計画」の着実な実施や、障害者職業生活相談員による相談対応等を行います。

（２）特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

- ① 特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、就労支援コーディネーターとともに関係機関等と連携し、一人一人の能力や適性等に応じた新たな就職先の確保など、学校全体による進路指導の充実を図ります。

また、小・中・高一貫したキャリア教育（※15）の推進を図るとともに進路指導担当者以外の教職員も生徒の就業体験となる企業や就職先となる企業を開拓するなど、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。

※15) キャリア教育…一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育



② すべての特別支援学校で、企業への就職を目指した進路支援体制が確立できるよう、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークの構築や、特別支援学校と企業とのパートナーシップの構築を図ります。

③ 特別支援学校高等部に設置した「職業コース」による取組等により、地域の企業ニーズに対応した新たな作業種の設定や、地元企業に出向いての実習を行う等、一般企業への就職を前提とした専門的な教育の充実を図ります。

(3) 総合的な就労支援

① 県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、職場定着支援を実施するとともに、企業に対しても助言を行うなど、定着に向けた支援を行います。

② 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の委託訓練先を開拓し、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施します。

③ ICT（情報通信技術）を活用した在宅勤務など、雇用・就業形態の多様化を促進するとともに、重度の障害があっても、ICTを活用することができるよう技術習得の支援を行います。

④ 発達障害者就労支援センターにおいて、発達障害者の就労に関する相談支援や一般企業・事業所に対する発達障害の理解促進のための研修を行います。

⑤ 障害者雇用への不安を解消するため、障害者を短期間試行的に雇い、その間、企業と障害者相互の理解を深め、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る（トライアル雇用等）ことで、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。



- ⑥ 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ① 精神障害者の雇用促進のため、労働局、ハローワークなど関係機関と連携して、企業に対して精神障害者への理解啓発を行います。
- ② 難病患者の雇用促進のため、県難病相談支援センターを中心にハローワークなど関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- ③ 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、適切な雇用管理を行った上で、ICTを活用した、時間や場所にとらわれない働き方を推進します。
- ④ さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会を提供します。（レッツ・チャレンジ雇用事業）
- ⑤ 一般企業等への就職につなげることを目的として、高等学校及び特別支援学校において障害者等を会計年度任用職員として雇用し、1～3年間の業務を経験するチャレンジ雇用を実施します。
- ⑥ 障害者の工賃水準向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農家と福祉事業所のマッチング支援や普及啓発の実施等、農福連携プロジェクトに取り組む、農業分野での障害者の就労を支援します。

(5) 福祉的就労の底上げ

- ① 障害者優先調達推進法に基づき、県庁各所属が福祉施設から優先的に物品を調達し、県庁における発注促進に取り組むとともに、県庁以外の官公庁や民間企業等に対しても働きかけを行います。
- ② 工賃水準向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所、地域活動支援センター等に対してビジネススキルアップ研修や経営コンサルタント派遣、農業分野での障害者の就労などの支援を行います。



③ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習（施設外支援）や求職活動の支援等の促進を図ります。

④ 就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、平成29年4月に改正した指定障害福祉サービス等基準に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取り扱いを徹底し、安易な事業参入の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行うことを通じ、障害者の賃金の向上を図ります。

（6）経済的自立の支援

① 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるようにするために、障害者の所得保障の中心である障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の受給資格を有する障害者が、確実に手当等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。

② 障害基礎年金などの個人財産については、知的障害者や精神障害者が成年後見制度等を利用して、適切に管理されるよう支援します。



2. 文化芸術活動・スポーツ

【現状と課題】

障害者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所や成果発表の場所などの確保及び支援者の人材育成等に引き続き注力することが必要です。

また、障害者と健常者が共に楽しめる場づくりと障害者が個々の能力や個性を発揮、表現でき、文化やスポーツを通じて、地域の中で豊かな暮らしができるよう、その環境づくりを進めることが必要です。

(1) 文化芸術活動の推進

- ① 共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、国の障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画に沿った事業を進め、障害者差別解消法改正法により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。
- ② 文化芸術活動を行う障害者やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」の運営を支援します。
- ③ 支援センターにおいて、県内事業所等からの相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介のほか専門的知見によるアドバイス等を行います。また、障害者の文化芸術活動を支援する人材の育成のほか、関係者のネットワークづくり、展覧会の開催等を行います。
- ④ 地域の文化施設において、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を図ります。
- ⑤ 佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）における手話・字幕入り映像の制作や字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書等の貸出により、聴覚障害者や視覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。



⑥ 障害のあるなしにかかわらず、誰もがライフステージに応じて主体的に学習できる環境づくりを推進します。

⑦ 文化庁等が主催する文化芸術活動団体の公演事業や芸術家の派遣事業等を、特別支援学校を含めた県内各学校に広く紹介することで、児童生徒に対し、質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供していきます。

(2) スポーツ等の推進

① パラスポーツの普及（裾野拡大）のため、定期的にスポーツ教室を開催し、障害者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。また、佐賀県パラスポーツ協会等の関係団体と連携し、パラスポーツ活動に関する相談対応・指導の充実に取り組みます。

② パラスポーツ指導等に関するサポーター研修会の開催や、パラスポーツ指導員資格の取得を支援するなど、パラスポーツを推進する人材の発掘、確保に取り組みます。

③ パラスポーツ大会等の開催を通じて、パラスポーツの普及を図るとともに、障害者が参加するスポーツ大会に協力するボランティアやサポーターの参加拡大を図るなど、障害のあるなしにかかわらない交流の場を設けていきます。

④ 第23回全国障害者スポーツ大会（SAGA2024）に向けて、障害者が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、SAGA2024において、開催県としてふさわしい成績を収めるとともに、大会終了後も新たにスポーツを始める障害者が継続して増えていく等、スポーツに親しめる社会を目指します。

⑤ スポーツにおける障害者の国内外の交流を支援するとともに、全国大会や国際大会で活躍できる佐賀ゆかりのアスリートの育成強化を図ります。

⑥ パラスポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通じて、障害者がスポーツに関わる機会を提供していきます。



3. 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

近年、ICTの発達は、障害者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

令和4年5月に施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に基づき、障害者の特性に応じた意思疎通手段により、障害者でない者と同じ情報を同時に取得・利用できるような環境の整備が求められています。

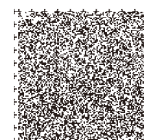
また、災害に関する情報を障害者に確実に伝えるため、日頃から、障害の特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

(1) 情報通信等における情報アクセシビリティの向上

- ① 「ホッとコミュニケーション事業」において、様々なICT機器（タブレット、スマートフォンなど）を活用した講座を実施し、障害者のICTの利活用の機会の拡大を図ります。
- ② 障害者パソコンボランティアなど、障害者のICT利用を支援する支援技術者・団体の養成・育成を推進します。
- ③ 公共インフラとしての電話リレーサービスが、広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう関係機関と連携して取り組みます。

(2) 情報提供の充実等

- ① 佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）において、身近な情報番組などへの字幕の付与や自主企画作品の制作を行い、貸出やホームページへの掲載を行うことにより聴覚障害者への情報提供を充実します。
- ② 佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あいさが”において、点訳・音訳奉仕員の養成、点字図書・録音図書の制作、収集及び貸出しや、広報誌の音訳などを行うことにより、視覚障害者への情報提供を充実します。



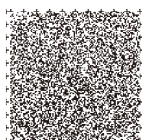
- ③ 老朽化している県立点字図書館の建替えに伴い、新たに、相談支援を行うこととしたほか、視覚に障害のある方やその家族が集まれる交流の場や一般の方も参加できるイベントを開催するなど視覚障害についての理解が深まる場とするとともに、県立図書館や市町の図書館とのネットワークを構築します。
- ④ 障害者・障害児へのサービスに関する情報を掲載したハンドブックの発行により障害者やその家族等への情報提供に努めます。
- ⑤ 佐賀県読書バリアフリー推進計画に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

(3) 意思疎通支援の充実

- ① 手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ② 県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、県民だよりやホームページ等の県の広報ツールを利用し、手話の広報・普及を行うとともに、市町における手話奉仕員養成講座の広報活動を行い、啓発と学習の機会の確保に努めます。
- ③ 聴覚障害者の意思疎通支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者やその指導者の養成及び技能向上のための研修を実施することにより、若年層を含めた人材育成を図るとともに、市町その他関係機関と協力し、意思疎通支援者の派遣等の体制の確保に努めます。
- ④ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を充実させ、若年層を含めた意思疎通支援者の人材育成を図るとともに、派遣、設置等による支援を行うことで、盲ろう者の社会参加を推進します。
- ⑤ 失語症者の社会参加を促進するため、失語症者向けの意思疎通支援者の養成研修を実施することにより、若年層を含めた支援者の人材育成を図るとともに、支援者を派遣できる体制を市町とともに構築します。



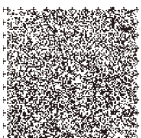
- ⑥ 聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、耳マーク表示板の設置や県有施設における電光掲示板等の設置を推進することなどにより、聴覚障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。
- ⑦ 県職員が、手話等を学習する取組を推進するため、職員に対して手話等に関する研修を行うとともに、庁内掲示板において毎月手話動画を掲載します。
- ⑧ 聴覚障害者が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、県が主催するイベントや知事の記者会見等において手話通訳を導入するなど、意思疎通手段を用いた情報発信を行います。
- ⑨ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時において、聴覚障害者が安全を確保するために必要な情報を速やかに取得できるよう、対策本部会議等における手話通訳の配置・要約版の作成を行います。また、聴覚障害者にも配慮した災害情報や緊急速報メールの発信を行うとともに、報道機関に対しても手話通訳や字幕付きの放送がされるよう働きかけを行います。
- ⑩ 県民からの聞こえや補聴器具等に関する相談、聴覚障害者からの日常生活における相談等を受け付けるとともに、佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）の機能の充実を図ります。
- ⑪ 聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供や聴覚障害者が職場でのコミュニケーションをとりやすく、働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うように努めます。
- ⑫ 佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あいさが”や佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）において、情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障害者に対する利用の支援を行います。
- ⑬ 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及を図ります。



(4) 行政情報アクセシビリティの向上

- ① 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ（※16）の向上等に向けた取組を促進します。
- ② 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト（※17）の立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。
- ③ 「ホッとコミュニケーション事業」において、行政職員を対象とした様々なコミュニケーション手段（文字盤など）に関する講座を実施し、障害者に対して適切に情報提供ができるように努めます。
- ④ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現の使用や手話通訳、要約筆記の活用など、障害の特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。（再掲）
- ⑤ 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字版、CDや音声コード等による音声版、又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供の充実に図ります。

- ※16) ウェブアクセシビリティ…障害者や高齢者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があるなど利用に不慣れな人々を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること
- ※17) ウェブサイト…インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合。ウェブページ。ホームページ。（「デジタル大辞泉」小学館より）



Ⅲ 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

1. 教育

【現状と課題】

近年、時代の進展とともに特別支援教育は、障害のあるこどもの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものとして、重要な役割を担っていると言えます。

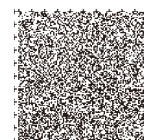
そうした特別支援教育の進展に伴い、近年は幼稚園、小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のあるこどもたちが多く学んでいます。また、特別支援学校においては、重複障害者であるこどもも多く在籍しており、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援の必要性が求められています。

このような状況の変化に対応し、障害のあるこどもが自己のもつ能力や可能性を伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、特別支援学校や幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の教員の専門性の向上を図る必要があります。

また、障害のあるこどもと障害のないこどもができるだけ同じ場で共に学ぶことができる環境をつくり、こどものころから共生社会の形成に向けた豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むことが重要です。

（1）教育環境の整備

- ① 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、誰もが使いやすい教育環境の整備を計画的に進めていくとともに、障害がある児童生徒等の特質に合わせて必要な施設整備を行うなど、必要な環境を整備していきます。
- ② スクールバス等、特別支援学校の児童生徒等の通学負担を軽減するとともに、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、教育環境の改善を図ります。
- ③ 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、特別支援教育に係る研修等を通して、教職員の指導力の向上を図るとともに、医療や福祉、労働等の関係機関との連携を推進し、障害のある児童生徒等一人一人の教育の充実に努めます。



- ④ 特別支援学校において、児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応した、より質の高い教育の実現を目指すため、教員の特別支援学校免許状の保有率向上を図ります。
- ⑤ 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等に対応するため、発達障害者を含む障害のある児童生徒等に携わる教職員を大学や国の研究機関等に派遣し、より高度な専門性を有する教職員を育成します。
- ⑥ 特別支援学校において、日常的にたんの吸引や経管栄養、導尿等を必要とする児童生徒の医療的ケアを行うために、必要な看護師を配置し、実施体制の充実を図ります。
- ⑦ 早期からの教育相談、支援体制の充実については、年2回の就学事務担当者会を開催し、就学に係る考え方や手続き等について市町教育委員会に情報提供します。また、障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育支援を行うため、専門家等を幼稚園・保育所等に派遣し、一人一人に応じた支援の内容と方法や、校内における支援体制づくりについて指導・助言を行う学校生活支援事業については、今後も引き続き取り組みます。
- ⑧ 特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒については個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務化されました。これに伴い、特別支援教育室が主催する研修会、調査等を通して、その効果的な活用について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- ⑨ 県立学校においては、障害のある生徒に対する生活上の介助や学習活動上の支援を行うために、必要に応じて特別支援教育支援員の配置を行います。また障害のある生徒のために、特別支援教育の充実を図る私立学校に対して助成を行います。
- ⑩ 学校図書館においては、公共図書館との連携を図ることで、障害者の読書環境の整備を図ります。
- ⑪ 公共図書館では、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もがいつでもどこでも読みたい本が手に取れる環境づくりを図ります。



- ⑫ 佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あいさが”において、点訳・音訳奉仕員の養成、点字図書・録音図書の制作、収集及び貸出しや、広報誌の音訳などを行うことにより、視覚障害者への情報提供を充実します。
(再掲)
- ⑬ 聴覚に障害のある幼児、児童生徒等が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識や技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めます。
- ⑭ 県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等やその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めます。
- ⑮ 学校（県立学校を除く）の設置者に対し、意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めます。
- ⑯ 病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促進します。

(2) インクルーシブ教育システム（※18）への対応

- ① 就学相談・就学先決定について、早期からの教育相談の充実等、適切な教育支援のための体制整備に係る市町教育委員会への支援として、就学相談等の担当者会で必要な情報提供等を行います。
- ② 合理的配慮及び基礎的環境整備等について、引き続き市町教育委員会と連携し、理解の促進を図ります。

※18) インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。



- ③ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進することができるよう、特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の教員の専門性の向上を図り、連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれで特別支援教育の充実を図ります。
- ④ 特別支援学校の児童生徒等が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校や地域の人々と様々な活動を共にすることにより、幅広い社会性を養うとともに、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との相互理解を推進するなど、交流及び共同学習の充実に努めます。
- ⑤ 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、福祉・医療・労働等の関係機関と協力して、障害のある児童生徒等の発達段階に応じた個別の教育支援計画を作成し、就学前から高等学校卒業まで、一人一人のニーズに応じた一貫した教育を行います。
- ⑥ 特別支援学校が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援を行うとともに、保護者等からの教育相談に応じることができるよう教職員の専門性を一層向上させ、地域の特別支援教育のセンター的役割を強化します。
- ⑦ 障害のある児童生徒等の中等教育への就学を促進するため、入学試験において、個々の障害に応じた適切な配慮を行います。
- ⑧ すべての幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の支援体制の充実を図ります。また、校内委員会を設置し、特別支援学校と連携するなどしてその機能を強化し、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- ⑨ 障害のあるなしにかかわらず、すべてのこどもたちが体験活動を通してお互いに交流を深めていくことが重要であり、地域住民の参画を得て、放課後等にすべてのこどもを対象として多様な活動を行う「放課後子供教室」を推進します。

(3) 障害者等の国際理解、国際交流の推進

- ① 特別支援学校等に、在住外国人、JICA（※19）派遣経験者などを講師として派遣し、佐賀県国際交流協会と協力して国際理解講座を開催するとともに、海外の学校との交流を支援します。

※19) JICA（独立行政法人国際協力機構）…日本の政府開発援助を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行う。



2. 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

障害のあるなしにかかわらずともに暮らしやすい佐賀県を実現するためには、障害や障害者に対する県民一人一人の理解を深めていくことが必要です。

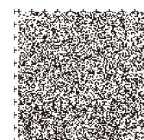
県で障害者の理解啓発のために取り組んでいる「障害者月間」について、知っているという県民の割合が20.0%という状況であり、まだまだ障害者についての認知度が低く更なる広報・啓発活動に取り組む必要があります。

(1) 広報・啓発活動の推進

- ① 県ホームページや県民だより、パンフレット等により広報・啓発を行います。また、テレビ、ラジオ、新聞等パブリシティを活用し、障害の特性に応じた効果的な広報を行います。
- ② 企業、民間団体と連携し、効果的な広報活動を展開するとともに、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進します。
- ③ 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。（再掲）
- ④ 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。（再掲）

(2) 障害及び障害者理解の促進

- ① 「佐賀県障害者月間（障害者週間（12月3日～12月9日）を含む11月15日～12月14日の1ヶ月間）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」、「世界自閉症啓発デー（4月2日）」等を中心とした各種イベントへの県民、ボランティア団体、障害者団体、企業等の参加のもとに継続的な啓発活動を促進します。特に「障害者月間」については、体験型事業や各種イベント、広報活動を集中的かつ効果的に行うことにより、障害に対する県民の理解促進を図ります。



- ② 県民に対して、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、身障者用駐車スペース等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。
- ③ 障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、小中学校等の居住地校交流等により、障害に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。
- ④ 地域住民の障害者に対する理解を引き続き促進します。とりわけ、精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。
また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。
- ⑤ 障害のある人となない人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障害や障害者に対する理解を促進します。
- ⑥ 小中学生や高校生の障害に対する理解を促進するため、障害者や障害者の支援者などが学校を訪問し、課外授業を実施します。
- ⑦ 障害者施設の行事への地域住民の参加や、地域行事への施設入所者の参加を促すことにより、障害者と地域住民との交流を促進します。
- ⑧ 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。(再掲)

(3) ボランティア活動等の推進

- ① 県内のＣＳＯ活動の現状を踏まえ、地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めるとともに、ＣＳＯと行政、ＣＳＯと企業等とが様々な形で協働できるように取り組むなど、県民の社会参加活動を推進します。



3. 差別解消及び権利擁護等の推進

【現状と課題】

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、県では平成30年9月に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定しました。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者も障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、令和5年10月に条例改正を行いました。

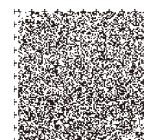
この法律及び条例は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を通して、障害者の差別解消を推進することを目的としていますが、そのためには、県民一人一人に、法や条例の目的や趣旨を理解していただく必要があります。

また、県では、年齢や性別、国籍、障害の有無など、一人一人が同じところも違うところもあるという多様性を認め合い、みんなが自然と支え合って誰もが自分らしく輝ける社会を目指す「さがすたいる」という取組を進めています。

障害者虐待防止に関しては、障害福祉サービス事業所の職員への出前講座や研修会等を実施し、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。

(1) 「さがすたいる」の想いのもとで障害を理由とする差別解消の推進

- ① 障害者差別解消法に基づき策定した「職員対応要領」を県職員に周知徹底し、県職員一人一人が適切に対応できるようにします。
- ② 法・条例の改正内容を踏まえ、出前講座やリーフレットの配布等の広報・啓発活動に積極的に取り組めます。
- ③ 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づき、県民や地域コミュニティに対し、それぞれの立場でどのように取り組んでいけばいいのかを示します。



- ④ 障害者雇用促進法の規定に基づく雇用分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）により、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

（２）権利擁護の推進

- ① 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。
- ② 障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底します。また、市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、早期発見、障害者虐待認定と対応の在り方等についての理解を深めます。
- ③ 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法等の適切な運用を通じ、障害児者に対する虐待の防止及び養護者を含めた家族に対する支援に取り組みます。
- ④ 障害者虐待の防止につながるという観点から、強度行動障害の理解促進を図るための強度行動障害支援者の研修を実施するとともに、強度行動障害の支援体制の整備を図るため、困難事例を抱えている支援者に経験豊富な人材をアドバイザーとして派遣し、支援者の負担軽減及び不安解消に取り組みます。
- ⑤ こども基本法に基づき、こどもの年齢及び発達に応じて、自身に直接関係のあることについて意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会の確保を図ります。



- ⑥ 障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進めます。
- ⑦ 自ら意思を決定することが困難な障害者が、日常生活や社会生活に関して、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援します。
- ⑧ 成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。
- ⑨ 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談対応・紛争解決を図るための体制を整備します。

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

- ① 学識経験者、当事者団体、支援団体、福祉、医療・保健、雇用、法曹、国の機関、地方公共団体などで構成する「佐賀県障害者差別解消支援地域協議会」において、情報共有及び意見交換を行うことにより、障害を理由とする差別に関する相談や相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行います。
- ② 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害の状態などに考慮したサービスの提供を行います。
- ③ 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮を徹底します。
- ④ 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。(再掲)



(4) 選挙等における配慮等

- ① 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字版、CDや音声コード等による音声版、又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供の充実を図ります。(再掲)
- ② 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。また、選挙人を介護する者やその選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保を図ります。
- ④ 全国の選挙管理委員会による主権者教育の取組の事例収集を行うとともに、障害のある個々のこどもに応じた取組の実施に向け、各自治体の実施事例について周知を行うなど、主権者教育の充実を図ります。

(5) 司法手続等における配慮等

- ① 被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため、必要な取組を実施します。
- ② 知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の実施に努めます。
なお、実施対象の選定には、公的な認定の有無やその程度を確認して行い、心理・福祉関係者等の助言等にも配慮します。



③ 矯正施設に入所する又は起訴猶予となった障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センター（※20）、保護観察所等の関係機関が連携し、障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。

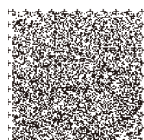
④ 弁護士等の連携のもと、罪を犯した障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、円滑な社会復帰支援の充実に図ります。

※20) 地域生活定着支援センター…矯正施設（刑務所、少年院）退所後、自立した生活を営むことが困難な障害者や高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、刑事上の手続き又は保護処分による身体拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、必要な福祉サービスにつなげるための調整等を行う機関。

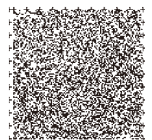


関連成果指標

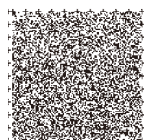
関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	1. 生活支援		
I-1-(2)-⑦	障害者グループホームの定員数	2,329 人 (2022 年度)	2,545 人 (2026 年度)
I-1-(3)-①	障害児通所支援事業所数	350 カ所 (2022 年度)	400 カ所 (2026 年度)
I-1-(5)-②	強度行動障害支援者研修受講者数	1,998 人 (2022 年度)	2,503 人 (2026 年度)
I-1-(4)-②	サービスの質の向上を図るための体制構築	体制有 (2022 年度)	体制有 (2026 年度)
	2. 保健・医療		
I-2-(1)-②	医療型レスパイト施設の設置数	4 圏域 (北部、中部、東部、南部) に 8 カ所 (2022 年度)	8 カ所以上 (全 5 圏域に 1 以上の施設の設置) (2026 年度)
I-2-(4)-⑤	難病相談支援センター利用者満足度調査における「満足」「ほぼ満足」の回答率	100% (2022 年度)	100% (2026 年度)
	統合失調症の入院患者数	1,583 人 (2022 年度)	減少 (2026 年度)
I-2-(2)-⑯	心の健康づくり実行宣言事業所の数	155 カ所 (2022 年度)	160 カ所 (2026 年度)
I-2-(2)-⑦	精神病床における入院後 12 か月時点の退院率	85.8% (2019 年度)	87.8% (2026 年度)
I-2-(2)-⑦	入院中の精神障害者のうち、高齢 5 年以上入院からの退院者数	114 人 (2022 年度)	増加 (2026 年度)
	3. 教育		
II-1-(2)-③	特別支援学校高等部の生徒における就職者率	32.9% (2022 年度)	37.2% (2026 年度)
III-1-(2)-④	特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	26.4% (2022 年度)	31.3% (2026 年度)



関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	4. 文化芸術活動・スポーツ等		
Ⅱ-2-(2)-①、④	日常的にスポーツに親しむ障害者の割合	40.3% (2022 年度)	42.0%以上 (2026 年度)
Ⅱ-2-(1)-①	佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置	設置 (2022 年度)	設置 (2026 年度)
Ⅱ-2-(1)-③	字幕・手話入りDVD等貸出数	131 件 (2022 年度)	360 件 (2026 年度)
	5. 雇用・就業等		
Ⅱ-1-(1)-⑦	民間企業の障害者雇用率	2.76% (2022 年度)	2.96% (2026 年度)
	公的機関の障害者雇用率	県の機関及び教育委員会は、法定雇用率達成 地方独立行政法人は、法定雇用率未達成 市町の機関は、30 機関中、24 機関が法定雇用率達成 (2022 年度)	県内の全ての公的機関で法定雇用率達成 (2026 年度)
Ⅱ-1-(5)-①	県庁における福祉施設からの調達額	46,846 千円 (2022 年度)	58,000 千円 (2026 年度)
Ⅱ-1-(5)-③	一般就労への年間移行者数	133 人 (2022 年度)	176 人 (2026 年度)
Ⅱ-1-(1)-②	就労継続支援B型等の平均工賃月額	19,855 円 (2022 年度)	25,120 円 (2026 年度)
Ⅱ-1-(4)-①	43.5 人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	456 人 (2022 年度)	570 人 (2026 年度)
	43.5 人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数	1,179 人 (2022 年度)	1,200 人 (2026 年度)
	43.5 人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数	693 人 (2022 年度)	806 人 (2026 年度)
Ⅱ-1-(3)-②	障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数	217 件 (2022 年度)	200 件以上 (2026 年度)
Ⅱ-1-(3)-①	障害者就業・生活支援センター1年後の定着率	71.2% (2022 年度)	80.0%以上 (2026 年度)



関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	6. 生活環境		
I-3-(4)-⑧	P P制度協力施設数	1,908 施設 (2022 年度)	2,000 施設 (2026 年度)
I-3-(2)-②	地域交通の見直しや利用促進に取り組む市町の数 (単年度単位)	8 市町 (2022 年度)	10 市町 (2026 年度)
I-3-(1)-③	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.7% (2022 年度)	4.0% (2025 年度)
I-3-(1)-③	居住支援法人の活動する市町数	20 市町 (2022 年度)	20 市町 (2022 年度)
I-3-(1)-④	高齢者の居住する住宅における一定のバリアフリー化率	46.0% (2020 年度)	75.0% (2025 年度)
	7. 安全・安心		
I-4-(1)-③	障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数	0 市町 (2022 年度)	20 市町 (2026 年度)
	グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設置率	100% (2022 年度)	100% (2026 年度)
	8. 広報・啓発		
III-2-(2)-①	「障害者月間」の認知度	20.0% (2022 年度)	80.0% (2026 年度)
III-2-(2)-⑧	ヘルプマークの認知度	64.4% (2022 年度)	80.0% (2026 年度)
III-2-(2)-⑥	「課外授業」実施校	・ 高校 39 校 ・ 中学 47 校 (2008～2022 年度)	・ 高校 51 校 ・ 中学 50 校 (2008 年度～2026 年度)



関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	9. 差別解消及び権利擁護		
Ⅲ-3-(1)-②	障害者差別解消法出前講座回数	15 回 (2022 年度)	36 回 (2026 年度)
	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	20.8% (2022 年度)	80.0% (2026 年度)
Ⅲ-3-(1)-③	障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の認知度	25.2% (2022 年度)	80.0% (2026 年度)
Ⅲ-3-(2)-②	虐待に関する出前講座等回数	45 回 (2022 年度)	50 回 (2026 年度)
	10. 情報アクセシビリティ		
Ⅱ-3-(3)-③	手話通訳者の登録者数	92 名 (2022 年度)	130 名 (2026 年度)
Ⅱ-3-(3)-③	要約筆記者等の登録者数	39 名 (2022 年度)	50 名 (2026 年度)
Ⅱ-3-(3)-⑤	失語症支援者の養成研修会実施回数	1 回 (2022 年度)	1 回 (2026 年度)
Ⅱ-3-(3)-⑥	耳マークの認知度	32.5% (2022 年度)	80.0% (2026 年度)

